

小金井市子ども子育て会議委員の皆さま へ

## 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）修正版 について

子ども子育て会議委員 民間保育園代表 長岡好

標記の件について、前回会議で複数の委員の方々からの意見を聞かせて頂き、また、事前に「公立保育園を市民の財産にする会」の要望書が事務局から委員あてに送付されました。またこの件についての市民説明会にも 2 回出席させて頂き、その上で、次回会議でもこの件について、意見を交わすことが決定していることから、時間も限られているため、社会福祉法人の園長先生方数名とも検討し、民間保育園代表の立場から委員の一人としての考えをお伝えさせて頂ければと思います。

まず小金井市の民間保育園の状況をお伝えします。

### ○令和 4 年度 特定保育施設 認定こども園 特定地域型保育事業

#### 一時保育 その他の状況

令和 4 年度の①**特定保育施設**は社会福祉法人 10 園 NPO 法人 1 園 有限会社 1 園 株式会社 26 園 合計 38 園 **受け入れ定員 3022 人** ②**認定こども園** は、学校法人 1 園 **120 名** ③**特定地域型保育事業**は、株式会社 5 園 NPO 法人 2 園 個人 2 園 合計 9 園 **128 名** ①+②+③**総定員数 3270 名**のお子様をお預かりする体制を整えています。また④一時保育（緊急 定期利用 私的 余裕活用等）の定員数 約 70 名 特別支援保育（年齢制限 無 有） 給食アレルギー児 エピペン対応 医療的ケア児の対応等、様々な専門的支援の必要なお子様を各園の状況により対応させて頂いています。その他、⑤**東京都の定める認証保育所** 株式会社 2 園 NPO 法人 2 園 合計 4 園 **受け入れ定員 123 名** となっています。その他、**保育室** 個人 2 園 **受け入れ定員 20 名** 病児・病後児保育室 3 園 企業型保育室 2 園があります。

### ○東京都情報公開条例に基づいて

保育施設は、各園とも必ず第三者評価を 3 年に一度受けており、東京都情報公開条例に基づき「とうきょうと福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価」と検索して頂くと、小金井市の公立保育園も含め各園の保護者の方々からの評価をご覧頂くことができます。また、「こぼる 東京都（東京都福祉保健局 とうきょう子供・子育て施設ポータル）」と検索し小金井市を選択して頂きますと、小金井市の就

学前児童の施設（認可外 幼稚園等含む）の情報を見ることができ、財務状況や職員のモデル賃金を公開しているところもありますので、参考にして頂ければと思います。

以上を踏まえ、新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）修正版 について以下6点を述べさせていただきます。

## 1 <保育サービスの拡充について>

存続を考えている2園の公立保育園が、障害児枠の年齢撤廃や受け入れ人数の拡大、医療的ケア児、アレルギー児(エピペン対応含む)、要保護・要支援児童の受け入れなどを積極的に実施して下さることを歓迎します。民間保育園でも、子ども達のために誠心誠意保育を実施し、そのようなお子様を多くの園で受け入れており、公立保育園が行っているサービスとの比較において、大きな差は無いものと考えております。

児童発達支援センターきらりとも連携し、さらに専門的な受け入れ先ができることは、市民にとって、とても安心だと思います。加えて、公立保育園だけではなく、同じ小金井市の子ども達のために、民間保育園ときらりの連携の充実をさらにすすめて頂きたいと思います。

## 2 <募集定員について>

現在全国的にみても、保護者の育児休業期間の延長により、0歳児の定員割れは深刻です。また少子化と新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、在宅ワークが増え、延長保育や土曜日保育の利用数の激減もあげられます。加えて、父親の産休・育児休業取得に関する法律も整備され、定員割れは益々加速することが予想されます。

現在、定員を変更する際は、各園のおかれている状況によって判断し、その上で小金井市と協議をさせて頂き承諾を得る流れは、民間保育園のみならず過去の公立保育園も同じ状況だと考えます。

令和4年度に新たに開園する4園のうち、2園に0歳児の定員が無いことも、このことから推測されます。時代の状況により、民間園でも0歳児に限らず、今後定員変更を行うことは、確実にあり得ると考えます。

## 3 <公立保育園の建物の老朽化について>

早い対応と決断を願います。50年近い老朽施設に、修繕費や建て替えのための積み立て資金もされていないまま、この話し合いに20年もの歳月を要し、今後も続くことは、子ども達や職員の命にも関わることで、なにかあってからでは遅いと考えます。東日本大震災のような大地震がくることも予想されていることから1日でも早い、最善の方法を決定するべきであり、それに合わせて私達も出来る限りの協力をしていきたいと考えています。

#### 4 <2園の段階的縮小期間の運営に係る基本的な考え方について>

段階的縮小期間における公立保育園の子ども達に、保育上のご心配があるときには、民間保育園として積極的に協力させて頂きたいと考えます。前文にも書かせて頂いた民間保育園が現在実施しているサービスの他にも、午後8時までの延長保育、年末年始保育 地域の子育て支援 園庭開放や空き施設を地域の方々のために積極的に使って頂く事業など、時代とニーズにあった保育事業を民間保育園では実施してきました。保育課とも連携し必要があれば対応を検討していきたいと思っております。

#### 5 <園庭について>

各民間保育園の園庭の有無について、市民説明会での市民の方々からのご意見や、議会での議員の方々からも、「園庭が無いことによる保育への影響について」のご意見をよくお聞きします。このことについては、平成13年3月 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（雇児保第11号）法改正が行われ、厚生労働省の保育園設置における基準の中に「2歳以上を入所させている施設においては1人あたり、3.3㎡の面積が必要であるが、近隣の公園や寺社、境内等を代替施設としてもよい」という基準に変更になっています。これにより、この基準をクリアしなければ施設を増やすことができなかつた都内の市町村では、多くの保護者の方々が、保育園にお子様を預けることができるようになり、離職することなく生活の安定を得られるようになったのではないのでしょうか。もちろん、園庭が隣接地にあることが望ましく、園庭の無い保育園で働く職員全員が、園庭を望んでいることは間違いありませんし、これに近づけるための努力や工夫を可能な限り行っています。わたくしの保育園もやっと数年前に歩いて3分のところに園庭を購入できましたがとても高額でした。是非、民間保育園に足をお運び頂き、私達の努力を見て頂きたいと思っています。

#### 6 <巡回保育支援チームの設置について>

このことについては、民間保育園を交えて、早い時期に検討または協議の開始をお願いしたいと考えます。一方で、民間保育園は事業体によって、法人の歴史や考え方、保育理念や保育方針が違うなど、各園で特色ある保育を実施しています。また、一時保育や延長保育などは社会福祉法人立の保育園が市の要請を受け、市内に先駆けて実施してきたという経緯があります。

内容についても、民間保育園と公立保育園が共に、小金井市の子ども達のために何ができるのか一緒に検討していくことを望みます。

以上6点をお伝えさせて頂きました。

民間保育園の中でも、社会福祉法人立の保育園の歴史は古く、公立保育園と同様に、小金井市の子ども達のために、60年以上（無認可の時代を含めて）、小金井市の保育を担ってきました。当時のこととお聞きしますと、公立保育園の先生と社会福祉法人立の保育園の先生が一緒になって研修を企画運営し、保育の質を高めるために活発に学び、交流があったとお聞きしています。

現在、毎月第2金曜日に実施される小金井市民間保育園長連絡会において、NPO法人や有限会社立株式会社立の園長先生方と情報交換を行い、コロナの前にはグループに分かれて各園の置かれている状況を話し合う時間を設けることができ、保育の内容や、職員間の連携、運営・経営方針など、ともに悩みを分かち合い励ます機会を得ています。

10月の園長会では、コロナ対応について、経験園からの発表はとても意義深いものがありました。

公立保育園のみならず、民間保育園にもこれだけ多くの保護者が保育を必要としている現状の中で、小金井市の保育を担う私たち一人一人が、小金井市の子どもたちのために、今ともに協力できる最善の方法を選び、それに向かって歩んでいけることを心から願います。

以 上